

平成29年度

第2回倉浜衛生施設組合議会定例会  
会議録

平成30年3月28日 開会  
平成30年3月28日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 29 年度  
第 2 回

# 倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 30 年 3 月 28 日（水）午前 10 時開会

## 議事日程第 1 号

平成 30 年 3 月 28 日（水）

午前 10 時開議

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 報告第 8 号 専決処分の報告について  
(沖縄県市町村総合事務組合規約の変更)
- 第 5 議案第 2 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例
- 第 7 議案第 4 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 号 平成 29 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 6 号 平成 30 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第 10 報告第 9 号～第 15 号  
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 11 報告第 16 号 平成 29 年度定例事務監査の結果報告について
- 第 12 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

---

### 出席議員 ( 12 名 )

1 番	小 浜 守 勝	議 員	8 番	伊 佐 強	議 員
2 番	島 田 茂	議 員	9 番	宮 城 克	議 員
3 番	島 袋 邦 男	議 員	11 番	宮 城 司	議 員
4 番	新 里 治 利	議 員	12 番	屋 良 千 枝 美	議 員
5 番	高 橋 真	議 員	13 番	仲 地 泰 夫	議 員
7 番	前 宮 美 津 子	議 員	14 番	宮 里 廣	議 員

---

欠 席 議 員 ( 2 名 )

6 番 浜比嘉 勇 議員

10 番 宮城 勝子 議員

---

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑江朝千夫	次 長	新本耕太郎
副 管 理 者	佐喜眞 淳	総 務 課 長	町 田 洋 人
副 管 理 者	野国 昌春	業 務 第 一 課 長	宮 里 学
事 務 局 長	宮城 秀好	業 務 第 二 課 長	嘉 陽 田 朝 之

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

課長補佐兼総務係長	辺土名俊明	主 事	新 垣 義 介
主 事	伊 波 輝		

## 平成29年度第2回倉浜衛生施設組合議会（定例会）議事日程

日 時 平成30年3月28日（水） 午前10時

場 所 倉浜衛生施設組合 管理棟 3階 大会議室

### 議 事 日 程 第 1 号

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について  
自 平成30年3月28日  
至 平成30年3月28日  
1日間
- 第4 報告第8号 専決処分の報告について  
(沖縄県市町村総合事務組合規約の変更)
- 第5 議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例
- 第7 議案第4号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第6号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第10 報告第9号～第15号 例月現金出納検査の結果報告について
- 第11 報告第16号 平成29年度定例事務監査の結果報告について
- 第12 一般質問

●高橋 真議長

皆さんおはようございます。只今から、平成29年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は11名でございます。

10番宮城勝子議員から欠席の届出が出されております。4番新里治利議員から遅刻の届け出が出ております。6番浜比嘉勇議員は、今現在、まだ連絡がございません。

では定足数に達しておりますので、会議は有効でございます。早速会議に入ります。

それでは開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

おはようございます。

平成29年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会するにあたりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、厳しい日程をお練り合わせ頂き、ご出席を賜りましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今定例会に上程致しております、案件につきましては、

『専決処分の報告について(沖縄県市町村総合事務組合規約の変更)』

『倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例』

『倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例』

『倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例』

『平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)』

『平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計予算』

の6件となっております。

案件の内容につきましては、事務局の方から、ご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なるご審議を頂きましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

●高橋 真議長

以上でご挨拶を終わります。

最初に、倉浜議会の閉会中に、議員の辞職がありました。

沖縄市において、平成30年3月15日付けで、諸見里 宏美 議員から議員の辞職願が提出され、これに伴い8番議員が不在となっておりますが、平成30年3月23日付けで、沖縄市より 伊佐 強 議員が選出されましたことを、併せて報告いたします。

休憩いたします。

休憩(午前10時01分)

再開(午前10時03分)

●高橋 真議長

再開いたします。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めて参りますが、ここで日程の追加をした

いと思います。日程第1に議席の指定を追加して、日程第2以後を繰り下げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定をいたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時04分)

再開 (午前10時04分)

●高橋 真議長

再開いたします。

日程第1、議席の指定について議題といたします。先ほどもご報告いたしました、議員の辞職に伴い、新たに議員が選出されておりますので、議席を指定したいと思います。

議席の指定は、倉浜衛生施設組合議会会議規則第4条第2項に基づき議長が定めることとなっております。

休憩いたします。

休憩 (午前10時05分)

再開 (午前10時05分)

●高橋 真議長

再開いたします。

沖縄市選出の伊佐 強 議員の議席については、8番に指定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定をいたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時06分)

再開 (午前10時06分)

●高橋 真議長

再開いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

7番議員前宮美津子 議員、14番議員宮里 廣 議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時07分)

再開 (午前10時07分)

●高橋 真議長

再開いたします。

会期については、平成30年3月17日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時08分)

再開 (午前10時08分)

●高橋 真議長

再開いたします。

日程第4、報告第8号、専決処分の報告について議題といたします。当局の報告を求めます。

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

報告第8号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成30年3月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更について。

沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の南部広域行政組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合(清掃事務のみ)は、平成30年4月1日を機に統合及び名称の変更をするため、別紙のとおり沖縄県市町村総合事務組合同規約を変更する。

平成30年2月16日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

次のページをお願いいたします。

概要でご説明いたします。

糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合を、南部広域行政組合に統合し、島尻消防、清掃組合を島尻消防組合に改めたことに伴う沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更となっております。

附則でございます。この規約は、平成30年4月1日から施行するものでございます。  
以上報告いたします。宜しくお願ひ申し上げます。

●高橋 真議長

以上で当局の報告を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

以上で報告第8号を終わります。

日程第5、議案第2号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由でございます。

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。議案説明資料でご説明したいと思ひますが宜しいでしょうか。

6ページとなります。3の改正概要でございます。

(1) 沖縄県人事委員会勧告を考慮し、給料表及び勤勉手当支給割合を改定するものでございます。

①給料表の改定、第1条関係でございますが、若年層に重点を置いた引上げ改定となっております。なお、改定後の給料表は、平成29年4月1日から遡及適用することとなります。

②勤勉手当支給割合の改定でございますが、第1条による改正では再任用職員以外の職員の12月期の勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ、0.95月。再任用職員の12月期の勤勉手当支給割合を0.05月分引き上げ、0.45月に改定するものでございます。なお、改定後の勤勉手当は平成29年12月1日から適用するものでございます。

次のページをお願いいたします。中段の表をご覧いただきたいと思ひます。

第2条による改正でございますが、再任用職員以外の職員の6月期の勤勉手当支給割合を0.05月分引き上げて、0.9月分とする。12月期分の勤勉手当支給割合を0.05月分下げ、0.9月に改定するものでございます。



また、再任用職員においては、6月期の勤勉手当支給割合を0.025月分引き上げ、0.425月に、12月期分の勤勉手当の支給割合を0.025月分引き下げ、0.425月に改定するものでございます。

なお、この第2条による改正は平成30年4月1日からの施行となります。その下で  
ございます。(2) 通勤手当の支給基準の改定、第2条関係でございます。

①自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員の通勤手当の額を2,700円から2,300円へ引き下げ、下の②でございます「片道40キロメートル以上である職員」を「使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員」に改めて  
おります。

また、③では、使用距離及び通勤手当の支給額を、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員は2万8,200円。また、使用距離が片道50キロメートル以上である職員は、3万500円と追加し、遠距離通勤の職員に配慮した改定となっております。

次のページをお願いいたします。

(3) 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その一部を改正するものでございます。平成27年に実施した給与制度の総合的見直しに係る差額支給におきまして、給料月額が切替日前日に受けていた給料月額に達していない職員に対しましては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給する経過措置でございます。これを平成31年3月31日までの1年に限り延長するものでございます。

施行期日でございます。公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては、は、平成30年4月1日からの施行となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、宜しくお願いします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はございませんか。  
(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。  
次に、討論に入ります。討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由でございます。

仕事と家庭の両立支援を推進するため、職員及び非常勤職員について育児休業等の取得ができるよう条例を改正する必要がある、この案を提出する。

この議案につきましても議案説明資料でご説明したいと思っておりますので、宜しいでしょうか。

それでは、議案説明資料の23ページをお開きください。

今回、これまでの法改正に対応するものでございまして、育児休業等に関する条例の全部改正となっております。主なものといたしましては、育児休業や部分休業時間を取得することができない職員の見直しにより、非常勤職員につきましても、育児休業等を取得できるようになるものでございます。また、新たに育児短時間勤務制度につきましても、導入する内容となっております。

3の主な改正概要についてご説明いたします。

第2条では、育児休業をすることができない職員を見直し、非常勤職員につきましても、育児休業等の取得が可能となるよう改正しております。

次に第2条の2を新設し、育児休業の対象となる子の範囲について、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子を規定するものでございます。

第2条の3では、非常勤職員の育児休業期間について、子の養育状況に応じ、1歳到達日までを原則とし、特例として1歳2箇月、特に必要と認められる場合として、1歳6箇月とする規定を新設しております。

また、第2条の4では、育児休業を子が最長2歳に達する日まで取得可能となるよう新設しております。

第3条では、育児休業をしている職員が、負傷等で相当期間、育児休業の承認を取り消され、その後回復して子を養育することが出来る状態になったなど、再度の育児休業ができる特別な事情について改正しております。

第7条では、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の際、他の職員との均衡上必要があると認められるときには、その育児休業をした期間を「100分の100以下の換算率により換算して得た期間」に改正するものでございます。

なお、第8条から第15条につきましても、育児短時間勤務制度の導入にかかる規定を新設しております。

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま育児短

時間勤務をすることができる制度でございます。

続きまして、第16条では、部分休業をすることができない職員を見直し、配偶者が育児休業をしている場合など一定の要件を満たす非常勤職員についても部分休業の取得が可能となるように改正しております。

第17条では、非常勤職員の部分休業の承認について1日につき2時間を越えない範囲で部分休業の取得が可能となるよう改正しております。なお、育児休業制度は、日常の生活を営むのに支障がある者の介護を行う職員に対しても適用するものでございます。

4、施行期日でございます。平成30年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、宜しく願い申し上げます。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

少しだけお聞かせ願いたいと思います。今、事務局長の説明の中で、育児休業、第6条から第7条、それから介護に関わる休業ももらえるということですが、現在倉浜で該当する在職職員は何名ぐらいいらっしゃいますか。

●高橋 真議長

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

現在ですね。組合職員につきましては、該当者として4名ほど想定されております。

●前宮美津子議員

はい、以上です。

●高橋 真議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第3号について、討論はありますか。

(『省略』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第4号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。  
宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

議案第4号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由でございます。

職員及び非常勤職員について育児休業等の取得ができるよう条例を改正する必要がある、この案を提出するものでございます。

この議案につきましても、議案説明資料のほうでご説明したいと思います。宜しいでしょうか。議案説明資料の48ページをお開き頂きたいと思います。

この条例は、倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の全部改正に伴い、組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の関連規定について、整備するため一部改正を行うものでございます。

3の主な改正概要についてご説明いたします。

第1条関係でございます。組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について規定しております。その内容でございますが、第2条、第3条においては、育児短時間勤務職員の1週間の育児短時間勤務の内容や週休日及び勤務時間の割り振りについて規定するものでございます。

第5条の2では、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができるよう規定を新設しております。

次に第6条の2では、公務に支障がある場合を除き、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務をさせるよう規定を新設し、また第6条の3では、育児または介護を行う職員に対して深夜勤務及び時間外勤務を制限するよう規定を新設しております。

第18条では、介護休暇につきまして、一定期間内において、分割取得が可能となるよう改正しております。更に第18条の2では、介護時間に関する規定を新設し、1日につき、2時間を越えない範囲で取得可能となるよう規定を新設しております。

次に第2条では、組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しております。その内容でございますが、第13条において現業職員につきましても、事務局職員と同様に部分休業に関する規定を見直し、介護休暇の分割取得、介護時間の取得などが可能となるよう改正しております。

4の施行期日でございます。平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。  
前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

正職員でも非常勤職員も育児休業がもらえるというご説明でした。その中に介護休暇もいただけるということで、先ほどの育児休業を該当する中で4名程いらっしゃるといってお話でしたけれども、これは正職員ですか。臨時ですか。今は、正職員の場合、休業を取ったら給料があるのか、ないのか。正職員と臨時職員との違いですね、それを説明いただきたいと思います。

●高橋 真議長

休憩いたします。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時23分）

●高橋 真議長

再開いたします。

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

ありがとうございました。育児とそして介護を行う職員が早出遅出の勤務をいただくと、その場合、この倉浜ではどういうふうな勤務状況になるのでしょうか。例えば、その職員の代替もしっかりとつけることができるのか。そこを少しお聞かせ願いたいと思います。

●高橋 真議長

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

職員の早出遅出の勤務形態についてでございますけれども、まず、組合の事務局職員の場合でございます。勤務時間が8時半から午後5時15分までとなっておりますけれども、今回の改正によりまして、フルタイム勤務は、午前7時から午後10時まで間、調整が可能となっております。ただ、倉浜の場合は、リサイクルセンターという現業職の職場ももっております、ここはまたリサイクルセンターの稼働時間がございます。この辺につきましては、職員の応援態勢を見直すことから始めていきたい。その中でやむを得ず応援が厳しいとなった際には、また代替の職員補充など予算措置については、また、検討していきたいと思っております。以上でございます。

●高橋 真議長

他に質疑はございませんか。

（『質疑なし』の声あり）

●高橋 真議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第4号について、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第5号 平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

議案第5号 平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成30年3月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ524万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,107万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月28日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

それでは次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入からご説明いたします。

補正額の内訳でございますが、2款1項手数料550万円の増。4款1項財産運用収入132万8,000円の増。5款1項基金繰入金9,549万4,000円の減。7款2項預金利子12万円の減、及び3項雑入8,353万7,000円増となっております。

次のページをお願いいたします。同じく歳出を説明いたします。

補正額の内訳でございますが、1款1項議会費48万1,000円の減。2款1項総務管理費409万5,000円の減、及び2項監査委員費5万1,000円の減。3款1項清掃費62万2,000円の減となっております。

次に補正予算第2号に関する説明書により主な内容についてご説明いたします。同説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

予算書の次からページ組みが変わっておりまして、説明書の3ページとなります。まず、歳入でございます。同説明書の3ページです。

2款1項1目一般廃棄物処理手数料、補正額550万円の増につきましては、説明欄1可燃ごみ処理手数料545万3,000円の増額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目利子及び配当金の補正額132万8,000円の増につきましては、説明欄の財政調整基金、地域還元対応基金、及び最終処分場整備等基金の預金利子の増額によるものでございます。その下のページでございます。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額9,549万4,000円の減につきましては、本補正にかかる財政調整等に伴う減額によるものでございます。

次に7ページをお願いいたします。

7款3項雑入の補正額8,098万5,000円の増につきましては、主に説明欄7の売電料4,789万5,000円、及び同説明欄17有償入札拠出金1,506万9,000円の増額によるものでございます。

その下の同じく2目受託事業収入の補正額255万2,000円の増につきましては、説明欄2金武地区消防衛生組合可燃ごみ処理受託料253万7,000円、及び同欄3中部北環境施設組合一般廃棄物処理受託料258万6,000円の増額等によるものでございます。

続いて歳出をご説明いたします。同説明書の8ページをお開きください。

1款議会費の補正額48万1,000円の減額につきましては、主に9節旅費の説明欄2費用弁償県外28万円の減によるものでございまして、去る11月の倉浜議会県外還元施設の視察の際のホテルパックとの差額でございます。

次のページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の補正額409万5,000円の減につきましては、2節給料108万7,000円の減、3節職員手当等135万8,000円の減、4節共済費68万1,000円の減となっております。主に人事異動等に伴う差額によるものでございます。

また、7節賃金30万5,000円の減につきましては、職員の療養代替補充分の不用額でございます。

11節需用費、39万6,000円の減につきましては、主に説明欄3印刷製本費29万5,000円の減によるもので、組合例規集の追録にかかる不用額となっております。

その下13節委託料58万3,000円の減につきましては、説明欄1警備業務委託ほか4件の契約差額でございます。

14節使用料及び賃借料39万4,000円の減につきましては、説明欄1会議音響システム借上料の契約差額でございます。

その下のページの25節積立金99万6,000円の増につきましては、説明欄の財政調整基金、及び最終処分場整備等基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

次に12ページをお願いいたします。3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の補

正額63万1,000円の減につきましては、2節給料19万6,000円の減、3節職員手当等10万8,000円の減となっておりますが、主に休職者に伴う減額分でございます。

その下13節委託料13万1,000円の減につきましては、説明欄1ごみピット火災監視放水システム保守点検業務委託ほか1件の契約差額でございます。

18節備品購入費12万3,000円の減につきましては、説明欄1機械器具費、AED購入にかかる契約差額でございます。

次に同ページ2目でございます。塵芥処理場費（リサイクルセンター）の補正額160万3,000円の増につきましては、3節職員手当等の283万9,000円の増となっております。主に説明欄7退職手当組合特別負担金425万8,000円の増によるもので、勸奨退職予定者に伴う負担金の増額分でございます。

次のページをお願いいたします。13ページでございます。13節委託料116万3,000円の減につきましては、説明欄1草木類処理業務委託ほか2件の契約差額でございます。

次に同ページその下、3目最終処分場費の補正額33万7,000円の減につきましては、主に13節委託料31万6,000円の減でございますが、説明欄1警備業務委託ほか2件の契約差額となっております。

その下でございます4目し尿処理場費の補正額125万7,000円の減につきましては、次のページの11節需用費94万4,000円の減となっておりますが、燃料費及び光熱水費の不用額となっております。

13節委託料13万5,000円の減につきましては、説明欄1処理水等分析業務委託の契約差額でございます。

18節備品購入費12万4,000円の減につきましては、説明欄1機械器具費、AED購入の契約差額でございます。

説明は以上となっております。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

●高橋 真議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第5号について、討論はありますか。

（『省略』の声あり）

●高橋 真議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号 平成29年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第6号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題と



いたします。当局の説明を求めます。

宮城秀好事務局長。

●宮城秀好事務局長

議案第6号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成30年3月28日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

平成30年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,502万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月28日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

主な当初予算の内容につきましては、予算に関する説明書でご説明していきたく思います。まず予算に関する説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入合計欄をご覧ください。平成30年度の歳入予算の総額、25億1,502万9,000円は、前年度予算額24億3,981万5,000円に比べ7,521万4,000円の増。率にして3.1%の増となっております。

1款分担金及び負担金18億7,611万4,000円につきましては、前年度に比べ1億868万4,000円の増。率にして6.1%の増となっております。その主な理由でございますが、歳入、5款繰入金の5,000万円の減。また、歳出では2款総務費1,479万7,000円の増及び3款衛生費6,206万7,000円の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料1億7,530万9,000円につきましては、前年度に比べ1,016万8,000円の増。率にして6.2%の増となっております。その主な理由でございますが、同じく説明書の4ページをお開きいただきたいと思います。2款1項1目1節ごみ処理手数料

料の説明欄 1 可燃ごみ処理手数料1億7,222万4,000円につきましては、前年度に比べ1,021万8,000円の増となったことによるものでございます。

戻りまして3款国庫支出金でございます。1,535万9,000円につきましては、新規計上となっております。同じく説明書で申しますと5ページをお開きいただきたいと思います。

これは1項1目1節循環型社会形成推進交付金の説明欄 1 施設整備に係る計画支援事業として交付金を受け、し尿処理場、汚泥再生処理センター整備事業に係る測量・地質調査、生活環境影響調査及び発注仕様書作成等の業務委託に充当するものでございます。

4款財産収入69万9,000円につきましては、前年度に比べ12万8,000円の増。率にして22.4%の増となっております。その主な理由でございますが、財政調整基金、地域還元対応基金及び最終処分場整備等基金の預金利率の増によるものでございます。

次に5款繰入金1億5,600万1,000円につきましては、前年度に比べ5,000万円の減。率にして24.3%の減となっております。その主な理由でございますが、財政調整基金繰入金の財政調整によるものでございます。

7款諸収入2億9,154万6,000円につきましては、前年度に比べ912万5,000円の減、率にして3%の減となっております。その主な理由でございますが、説明書の10ページをお願いいたします。3項1目1節雑入の説明欄の各種売却料収入の増によるもの及び2目1節ごみ処理施設受託事業収入の説明欄 1 東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料が前年度に比べ4,081万3,000円の減となったことによるものでございます。

続きまして歳出の主な内容をご説明いたします。同じく予算に関する説明書の2ページをお願いいたします。1款議会費394万2,000円につきましては、前年度に比べ165万円の減。率にして29.5%の減となっております。その主な理由でございますが、前年度計上の倉浜議会県外還元施設視察にかかる費用弁償等との差額によるものでございます。

次に2款総務費1億8,481万5,000円につきましては、前年度に比べ1,479万7,000円の増。率にして8.8%の増となっております。その主な理由でございますが、同じく説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

1項1目13節委託料の説明欄 1 9 汚泥再生処理センター整備事業に係る測量・地質調査業務委託、次のページの説明欄 2 0 同事業に係る生活環境影響調査業務委託及び同欄 2 1 同事業に係る発注仕様書作成等業務委託の新規計上によるものでございます。

次に3款衛生費でございます。2ページに戻っていただきまして、3款衛生費17億319万1,000円につきましては、前年度に比べ6,206万7,000円の増。率にして3.8%の増となっております。その主な理由でございますが、説明書の17ページをお願いいたします。1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の11節需用費の説明欄 1 消耗品費1億5,159万8,000円につきましては、前年度に比べ1,651万円の増。主に薬品費の増。その下の説明欄 2 燃料費5,926万5,000円につきましては、前年度に比べ867万1,000円の増で灯油等の購入見込みの増によるものでございます。

続きましてその下の説明欄 5 の修繕費6億1,825万円につきましては、前年度に比べ1,954万1,000円の増。主にガス化溶融設備修繕整備費の増によるものでございます。

次に20ページをお願いいたします。2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の11節需用費の説明欄3修繕費5,523万5,000円につきましては、前年度に比べ3,191万7,000円の増で、主に不燃性粗大ごみ粗破砕機修繕整備に係る経費の増によるものでございます。

その下のページでございます。21ページです。3目最終処分場費9,722万8,000円につきましては、前年度に比べ72万2,000円の減。率にして0.7%の減となっており、ほぼ前年度並みに推移してございます。

次に23ページをお開きください。4目し尿処理場費、13節委託料5,143万7,000円につきましては、前年度に比べ287万4,000円の減となっております。各種委託業務の点検時期にかかる経費の変動によるものでございます。

また、説明書の2ページに戻りまして、4款公債費及び5款予備費につきましては、それぞれ前年度と同額となっております。

続きまして債務負担行為につきましてご説明いたします。予算書の4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為、污泥再生処理センター整備事業に係る発注仕様書作成等業務委託、期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額は851万9,000円となっております。次に重機借上料（ホイローダー）これはリサイクルセンターで使用する重機でございます。期間は平成30年度から平成35年度まで、限度額は1,197万6,000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、宜しくをお願いいたします。

●高橋 真議長

以上で当局の説明を終わります。

質疑に入る前に10分間休憩いたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時10分）

●高橋 真議長

再開いたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

宮里 廣議員。

●宮里 廣議員

債務負担行為で重機借上料が出ていますけど、これはリサイクルセンターの何台の重機ですか。

宮里 学業務第一課長。

●宮里 学業務第一課長

債務負担行為の重機借上料、ホイローダーについては、リサイクルセンターで使う重機でございますが、1台を予定してございます。

●高橋 真議長

宮里 廣議員。

●宮里 廣議員

1台ということで、分かりました。どうもありがとうございます。

●高橋 真議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●高橋 真議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第6号について、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●高橋 真議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 平成30年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、報告第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、例月現金出納検査の結果報告についてを議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第11、報告第16号 平成29年度定例事務監査の結果報告について議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第12、一般質問に入りたいと思います。

3月20日の通告締め切り日までに一般質問通告書の提出は、ございませんでした。したがって、本定例会における一般質問はございません。

以上をもちまして、日程第12、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●高橋 真議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前 11 時 12 分）

再開（午前 11 時 12 分）

●高橋 真議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、平成 29 年度第 2 回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。  
大変お疲れ様でした。

閉 会 （午前 11 時 13 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 3月 30日

議長 前橋 真

会議録署名議員 前宮 美津子

会議録署名議員 宮里 廣